

平生町結婚新生活応援事業補助金（第二期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の定めるところにより、平生町結婚新生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新婚世帯」とは、第5条の規定による補助金の交付申請の日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の1月1日から当該申請年度の3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚を含む。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯をいう。ただし、当該申請年度の4月1日以後に離婚し、同一人同士が再婚したものを除く。
 - (2) 「市町村税等」とは、市区町村で賦課された税であって、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び県民税等をいう。
 - (3) 「住宅取得費用」とは、補助対象期間内に婚姻を機に新たに居住する住宅（以下「新住宅」という。）を、建築し、又は購入する際に要した費用をいう。
 - (4) 「住宅リフォーム費用」とは、補助対象期間内に新住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。
 - (5) 「住宅賃借費用」とは、補助対象期間内に新住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
 - (6) 「引越し費用」とは、補助対象期間内に新住宅への引越しに係る引越し業者又は運送業者への支払いの実費をいう。
 - (7) 「貸与型奨学金」とは、公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- 2 前項第3号、第4号若しくは第5号において、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当の合計額を控除した額を費用とする。
- 3 第1項第3号、第4号、第5号又は第6号において、生活保護による住宅扶助を受給している場合は、当該扶助の合計額を控除した額を費用とする。

（補助対象者）

- 第3条 この事業により補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚世帯であって、次の第1号から第6号のいずれにも該当する世帯又は第7号又は8号に該当する世帯とする。
- (1) 夫婦の双方が、第5条の規定による交付申請を行う時（以下「交付申請時」という。）に、新住宅に居住し、その新住宅が平生町の住民基本台帳に住所として登録されていること。
 - (2) 夫婦の双方の所得額を合算した額が500万円未満であること。ただし、交付申請時に夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出する。
 - (3) 夫婦の双方が、市町村税等を滞納していないこと。
 - (4) 夫婦の双方が、補助金の交付終了後3年以上平生町内に定住する意思があること。
 - (5) 夫婦の双方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと

- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 前年度に補助金の交付決定を受け、前年度中の補助金の受給額が補助上限額に達していない世帯
- (8) 前年度に補助対象者の認定を受けた世帯

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、夫婦の双方又は一方が当該申請年度の4月1日から3月31日までに支払ったもので、別表に掲げるものとする。ただし、前条第1号イに掲げる夫婦については、前年度に受給した補助金に係るものを除く。

2 補助金の額は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越し費用の合算額とし、30万円を上限とする。ただし、第2条の規定にかかわらず、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は、60万円を上限とする。

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、平生町結婚新生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の住民票の写し
- (2) 夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 夫婦の最新の所得証明書
- (4) 夫婦の市町村税等の滞納がないことの証明書（完納証明書）
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（第3条第2号イに該当する場合）
- (6) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し又は支払いがわかるものの写し（住宅取得、住宅リフォームの場合）
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し又は支払いがわかるもの写し（住宅賃借の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者による住宅賃借の場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し又は支払いがわかるものの写し（引越し費用の場合）
- (10) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、当該補助金申請から補助金交付決定までの間に必要な調査を行うことができ、補助対象者はこれに応じるものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、平生町結婚新生活応援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知する。

2 町長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、平生町結婚新生活応援事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付請求があつたときは、当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、第6条の規定による交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定に係る条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、平生町結婚新生活応援事業補助金返還請求書（様式第6号）により、補助対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(居住実態調査)

第10条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付終了後3年を経過した時点において、新婚世帯の居住実態調査を行うことができ、補助金の交付を受けた補助対象者は、これに応じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細
住宅取得費用	<p>補助金の交付申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機として市内に住宅を取得するために支払った費用</p> <p>※婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得したこと。</p>	
リフォーム費用	<p>補助金の交付申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機として市内の住宅をリフォームするために支払った費用</p> <p>※婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。</p>	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 ※倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電購入・設置に関する費用については対象外
住宅賃借費用	<p>補助金の交付申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機として市内に住宅を賃借するために支払った費用</p> <p>※婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料 <p>※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を補助対象経費から控除する。</p>
引越費用	<p>補助金の交付申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機として市内の住宅に引越をするために支払った費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った実費</p> <p>※婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。</p>	